

(一社)日本鑄造協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和3年3月22日
一般社団法人 日本鑄造協会

1. これまでの取組（普及活動等）

- 日本鑄造協会では素形材産業取引ガイドライン、自主行動計画、型取引の適正化推進協議会報告書についての説明会（経済産業省素形材産業室からの説明を含め）の開催ならびに協会内の各種会合において、各社の取引適正化の取組状況について、情報交換会を2020年度は4委員会 計12回実施した。
- 「価格決定方法の適正化」では、ユーザー企業と労務費上昇分の転嫁交渉の際、参考資料として労務費シミュレーションソフトを作成し、会員企業から収集した成功事例と併せて提供し協会ならびに組合主催で5回説明会を開催した。
- 協会お知らせメールにて各種取引適正化の参考資料・通達の配信や、協会ホームページに取引適正化関連リンク（未来志向型取引慣行に向けて（世耕プラン）、型の適正化推進協議会報告書、取引ガイドライン、自主行動計画、下請代金法、下請振興法、独禁法等掲載）を掲載、適宜リバイスの上、会員企業に積極的な活用を推進。
- 今年度新型コロナウイルス影響調査を2回実施し、200社を超える会員企業の取引適正化の取組について確認し、各社に調査結果をフィードバックし、協会機関紙「鑄造ジャーナル」に報告している。

2. 令和2年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和2年9月29日～10月15日
- ・ 調査企業：（一社）日本鑄造協会 会員 486社を対象
- ・ 回答企業：149社（前年度134社）
- ・ 回答率：30.7%（前年度27.4%）

<概観>

①-1 合理的な価格決定の状況（原価低減）	・原価低減要請では、振興基準に記載された望ましくない事例について発注側が徹底または実施中である割合は88.9%、双方十分な協議の上、反映できた（一部含む）割合は、65.8%（昨年度より0.2ポイントマイナス）となっている。49.7%が原価低減要請あり。	望ましくない事例の徹底は改善されるも反映は進まず。CD要請も約半数存在
①-2 合理的な価格決定の状況（労務費上昇の変動）	・労務費上昇に伴う取引対価の見直しは、発注側の協議の徹底状況について69.6%が実施中または実施済で、その変動について反映出来た割合（一部を含む）は30.5%となっている（昨年度より1.1ポイントプラス）。	協議の徹底は緩やかに改善。反映は3割にとどまる
②-1 型管理適正化の状況（費用負担）	・発注側の費用負担のルールの整備状況について、整備されている（一部含む）割合は66.4%。保管費用の負担の改善状況は、概ねできた（一部含む）割合は36.7%（昨年度より3.7ポイントプラス）となっている。	改善は見られず。ルールの整備は1/3が未実施、改善も1/3強にとどまる
②-2 型管理適正化の状況（廃棄・返却）	・発注側の返却や廃棄ルールの整備状況について、整備されている（一部含む）割合は69.9%。返却や廃棄を実施している（一部含む）割合は61.3%となっている（昨年度より2.8ポイントプラス）。	改善は微増で足踏み状態。4割弱は未実施
③ 下請代金支払の適正化の状況	・下請代金の支払については、全て現金払いが11.4%、他88.6%は手形等の取引が存在。手形等のサイトは60日以内は5.8%、90日以内は28.4%となり、120日以内（含む超）の長期のサイトによる取引が71.6%と7割以上存在している。	手形サイト120日以内（超含む）が7割超に上昇。手形サイトが長期化（悪化）している

重点課題に対する取り組み①-1合理的な価格決定(原価低減)

- ①原価低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準に記載された望ましくない事例を行わないことの(受注企業から見た場合の)発注企業側での徹底について(図1)
- ②2020年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、十分協議の上、反映できた割合(原価低減活動の効果)について(図2)

【分析結果】

- 原価低減要請では、振興基準に記載された望ましくない事例について発注側企業の徹底が、実施中(実施済含む)の割合が88.9%となり、十分協議の上反映できた(一部含む)割合が65.8%となった。
- 昨年度実施の調査では、望ましくない事例について発注側企業の徹底が、実施中(実施済含む)の割合が64.6%、十分協議の上反映できた(一部含む)割合が66.0%のため、今年度は協議の徹底は24.3ポイントの上昇、反映できた割合は0.2ポイント下降となった。また、49.7%が原価低減要請があったと回答。
- 口頭での要請等、振興基準に記載された望ましくない事例を行わないことの発注側企業での徹底が9割弱まで進んだものの、一部を含め実際に反映出来た割合は3社に2社と前年から変わらず。また、原価低減要請も49.7%と約半数あり、今年度も原価低減改善に関しては足踏みの状況となっている。

図1 原価低減要請の際、望ましくない事例の徹底について (n = 145)

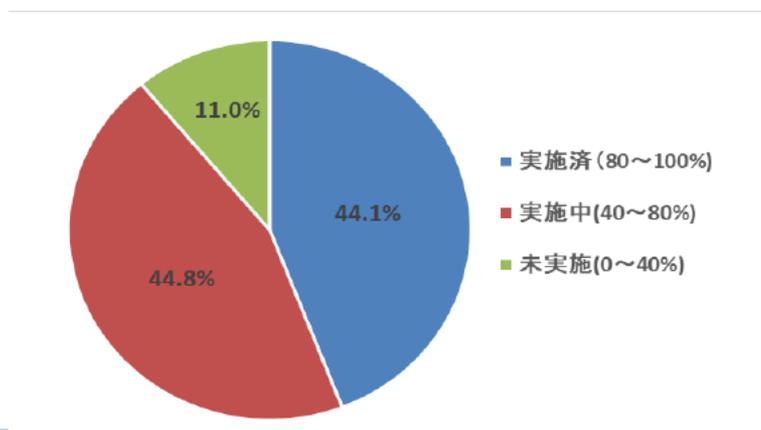
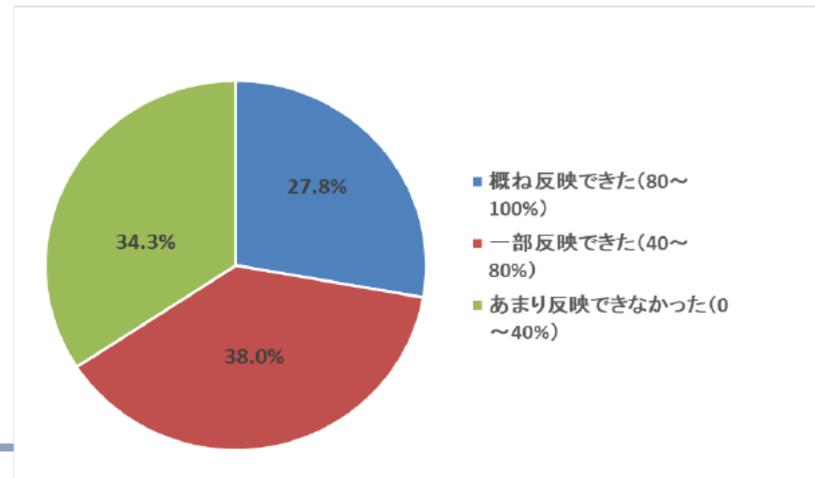


図2 十分協議の上反映できた原価低減活動の効果について (n = 108)



重点課題に対する取り組み①-2合理的な価格決定(労務費上昇)

① 労務費上昇に伴う取引対価の見直しの要請の際、発注企業側の十分な協議の徹底について (図3)

② 2020年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動について (図4)

【分析結果】

- 労務費上昇に伴う取引対価の見直し要請の際、発注者側との協議の徹底について、69.6%が実施中または実施済で、30.4%が未実施。またその変動について、反映出来た割合(一部を含む)は30.5%で、69.5%が「あまり反映できなかった」と回答。
- 昨年度実施の調査では、発注者側との協議の徹底について、63.9%が実施中または実施済、反映出来た割合(一部を含む)が29.4%であり、協議の徹底は5.7ポイント上昇し、反映出来た割合は1.1ポイント上昇した。
- 世耕プランの重点課題の一つである労務費上昇の対価の見直しでは、十分な協議の徹底では7割弱と緩やかに進みつつあるが、実際の取引対価への反映は一部を含め約3割しか出来ていない厳しい状況。

図3 労務費上昇の取引対価の見直しの際の協議の徹底について (n = 148)

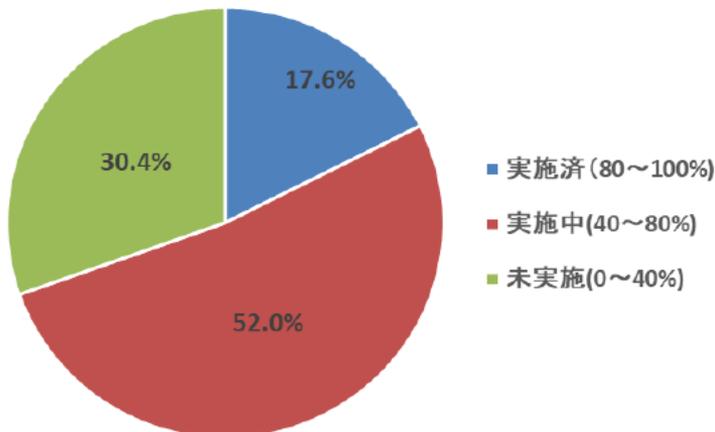
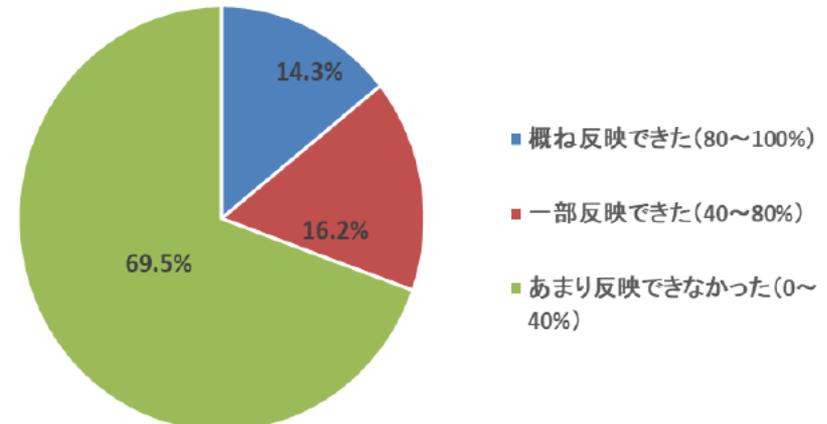


図4 最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動について (n = 105)



重点課題に対する取り組み②-1型管理の適正化の実施状況(費用負担)

型保管及び旧型補給供給に関して、発注側の費用負担のルールの整備状況及び受注側の保管費用の負担の改善状況について(図5、図6)

【分析結果】

- 型保管及び旧型補給供給に関して、発注側の必要な費用負担のルールが整備されている、または実施中の割合は66.4%、受注側の保管費用の負担状況は、一部を含め改善出来た割合が36.7%、改善できていない割合が63.4%となっている。
- 昨年度の調査では、費用負担のルールが整備されている、または実施中の割合は65.1%、受注側の保管費用の負担状況は、一部を含め改善出来た割合が33.0%で、費用負担のルールの整備は1.3ポイント上昇、改善出来た割合は3.7ポイント上昇となった。
- 昨年度からほぼ横ばいで、費用負担のルールの整備は6割を超えているものの、実際に保管費用が概ね改善した割合は約7%、一部改善の約30%と合わせても4割に満たない状況。

図5 必要な費用の負担のルールの整備について
(n = 143)

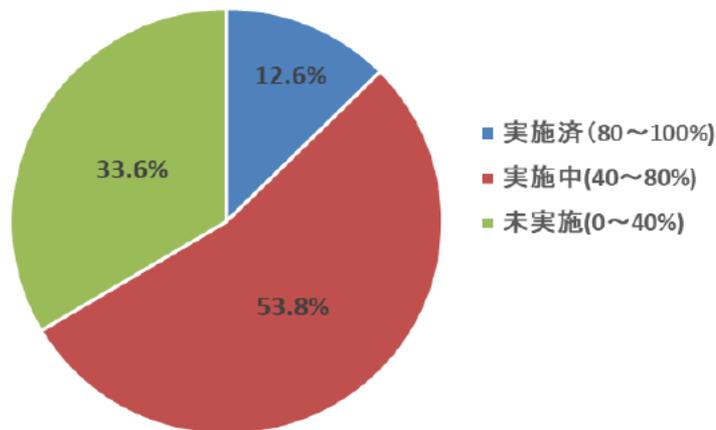
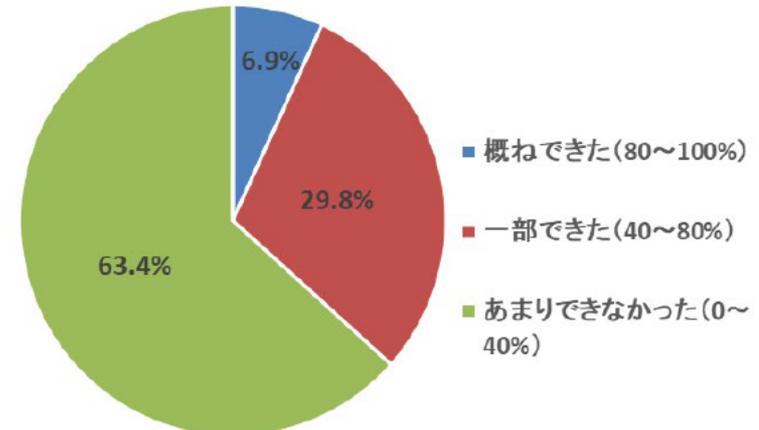


図6 受注側の保管費用の負担の改善状況について
(n = 131)



重点課題に対する取り組み②-2型管理の適正化の実施状況(廃棄・返却)

型保管及び旧型補給供給に関して、発注側の廃棄・返却のルールの整備状況及び保管期間を過ぎた型の返却や廃棄の促進について(図7、図8)

【分析結果】

- 型保管及び旧型補給供給に関して、発注側の型の返却や廃棄の基準のルールが整備されている、または実施中の割合は69.9%、また、実際に保管期間を過ぎた型の返却や廃棄を実施している割合は一部を含め61.3%であった。
- 昨年度の調査では、発注側の型の返却や廃棄の基準のルールが整備されている、または実施中の割合は67.8%、また、実際に保管期間を過ぎた型の返却や廃棄を実施している割合は一部を含め58.5%で、返却・廃棄のルールの整備が2.1ポイントのプラス、実施の割合は2.8ポイントのプラスであった。
- 廃棄(返却)については、返却・廃棄の基準のルールの整備は7割、実施の割合は6割強と改善は微増にとどまり足踏み状態。4割弱は返却・廃棄は出来なかったと回答。

図7 型の返却や廃棄の基準のルールの整備について
(n = 143)

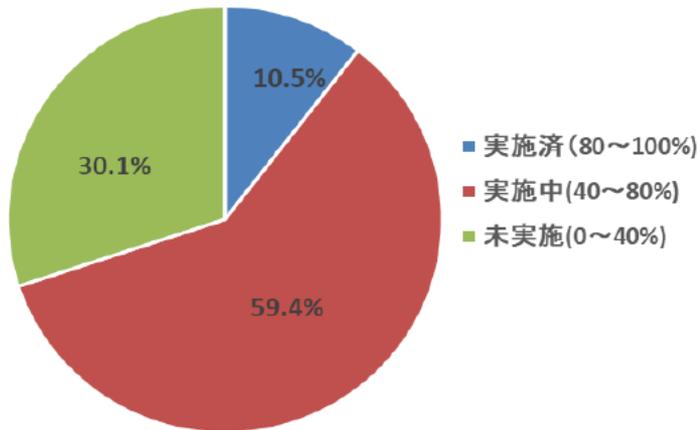
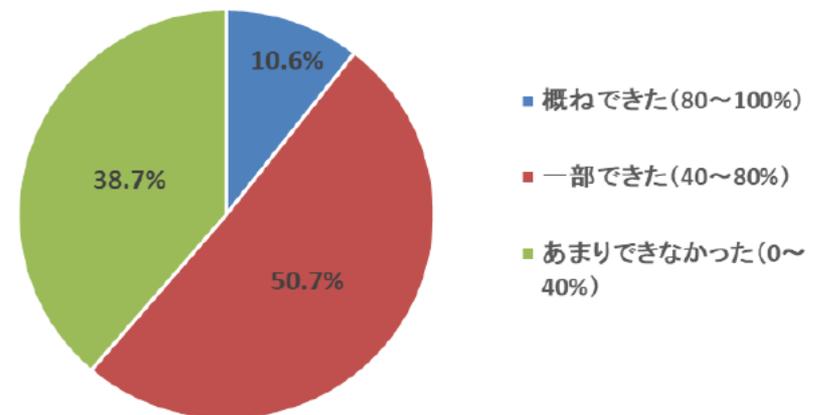
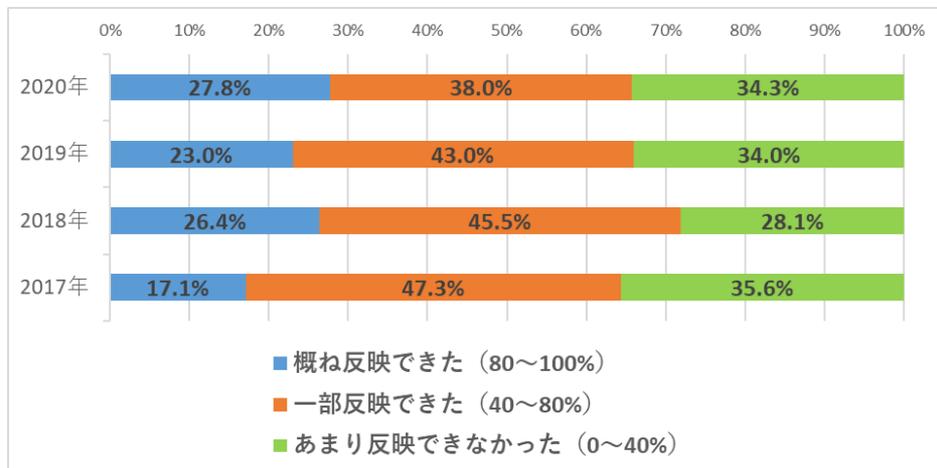


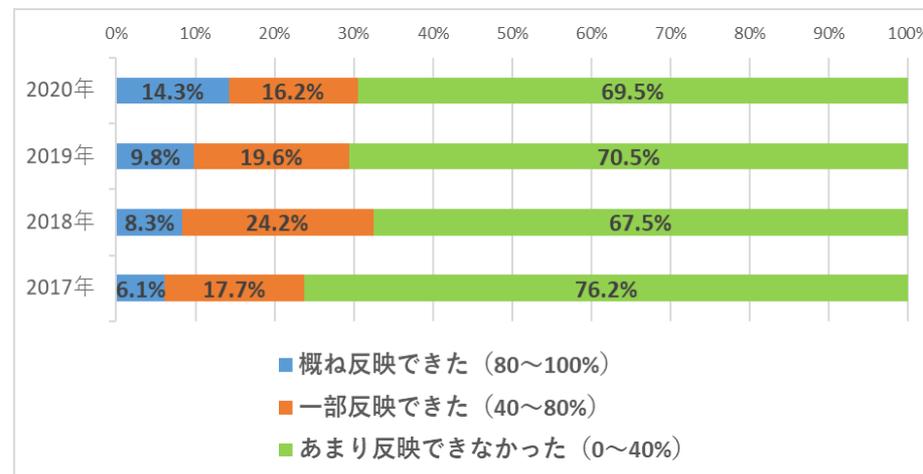
図8 保管期間を過ぎた型の返却や廃棄の促進について
(n = 142)



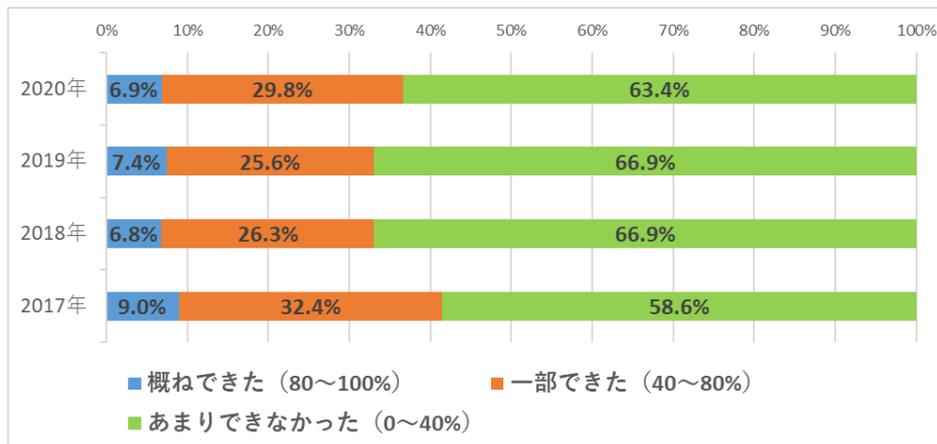
参考1 十分協議の上反映できた原価低減活動の効果について



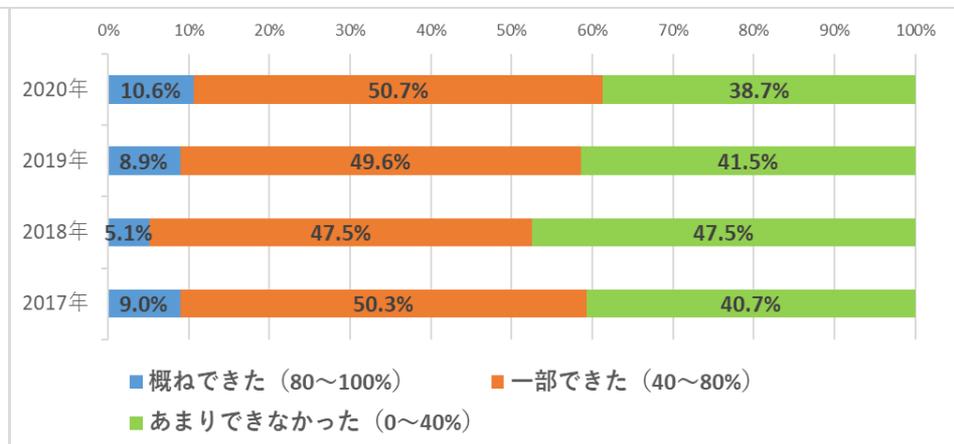
参考2 最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動について



参考3 受注側の保管費用の負担の改善状況について



参考4 保管期間を過ぎた型の返却や廃棄の促進について



重点課題に対する取り組み③ 下請代金支払の適正化の実施状況

下請代金の支払いについて、手形等の割合およびサイトについて（図9、図10）

【分析結果】

- 下請代金の支払いについて、11.4%の企業が全て現金払いで他88.6%は手形等の取引が存在している。
- この88.6%を占める手形支払のサイトについて、自主行動計画に記載された、「将来的に60日を目標」を達成している割合は5.8%のみ。90日以内（含む30日以内）が28.4%で、90日超～120日（含む超）の長期の手形サイトによる取引は71.5%となっている
- 昨年度は、60日以内9.1%、90日以内（含む30日以内）33.3%、120日（含む超）は66.7%であったことから、長期のサイトが長期化（悪化）している。

図9 下請代金を手形等で支払われている割合について
(n = 149)

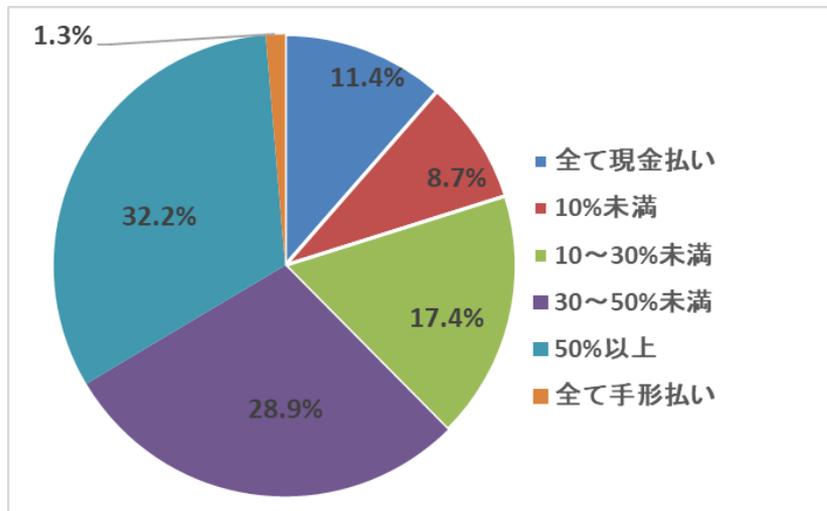
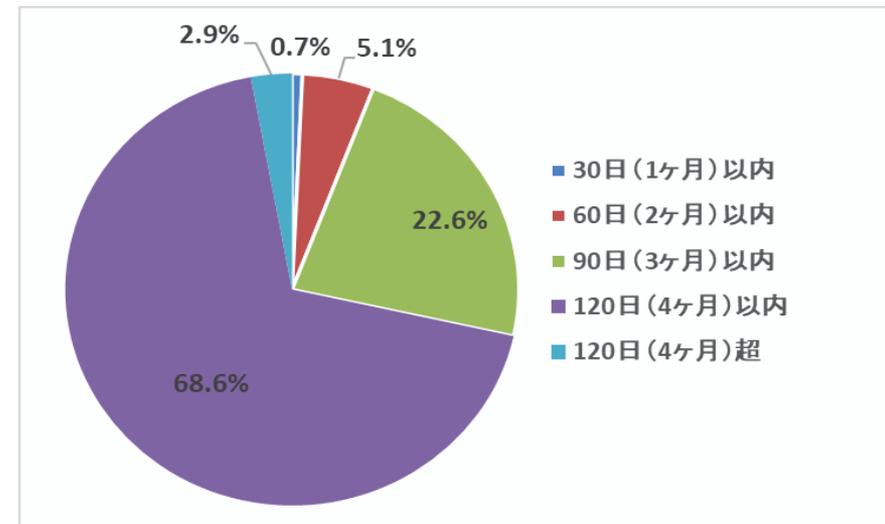
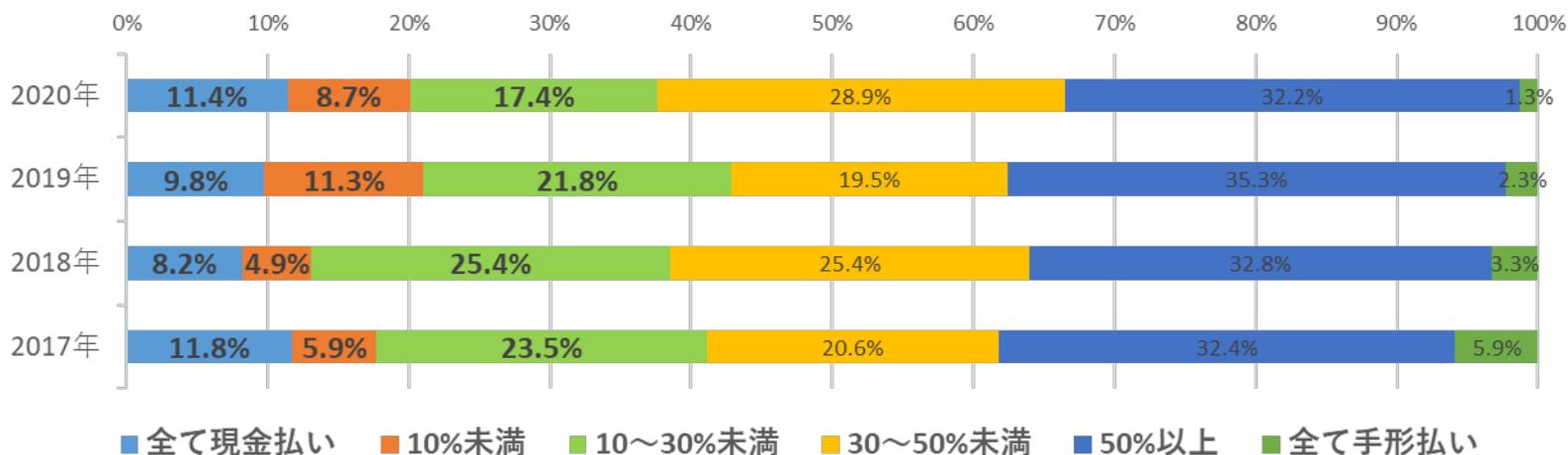


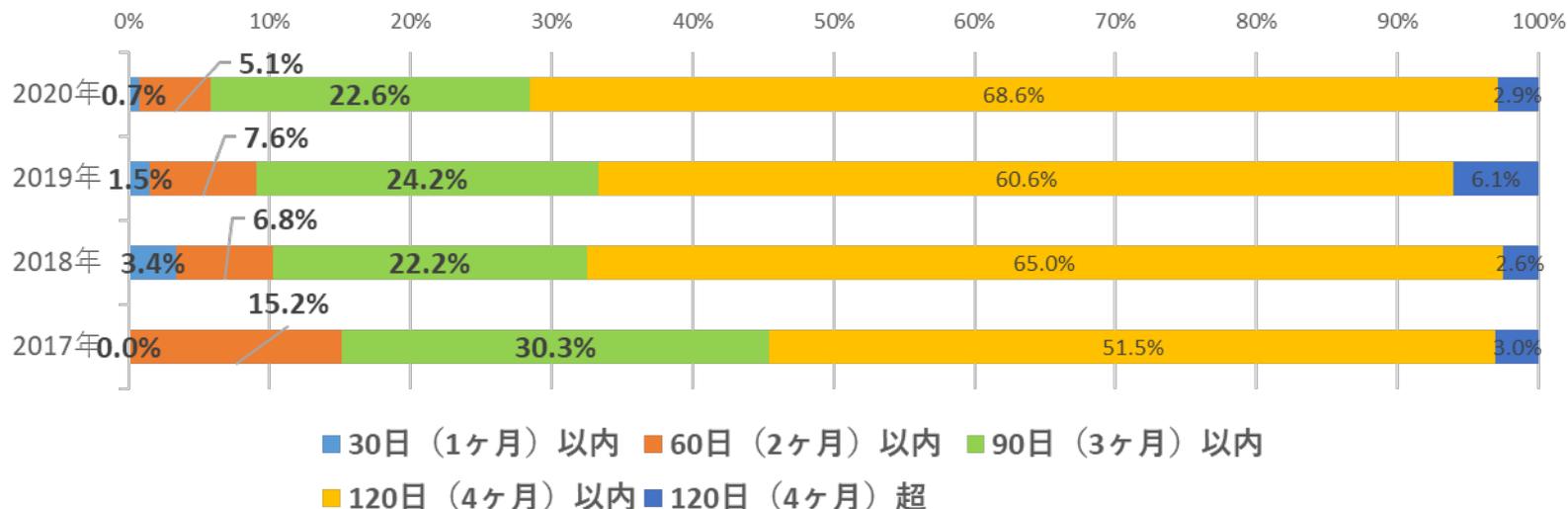
図10 下請代金の支払いの手形等のサイトについて
(n = 137)



参考5 下請代金を手形等で支払われている割合について



参考6 下請代金の支払いの手形等のサイトについて



【取組状況】

- ・ 会員企業数：722社
- ・ 宣言企業数：20社
- ・ 割合：2.8%

【今後の取組】

会員企業では型の製造を型メーカーへの発注や鑄物製品を取引先（下請け）に発注するケースも多いため、「取引条件のしわ寄せ」防止や共存共栄の関係の必要性から、全会員企業へ（お知らせメール等での）更なる周知徹底、ならびに理事会・協会役員会他各種会合において、引き続き積極的な宣言の作成・公表を推進していく。

5. まとめ（今後の取組、目標）

【今後の取組】

- 取引適正化の取組について、引き続き各種会合において情報交換を実施し取組・成功事例を共有し適正取引を推進していく。2021年度は3委員会・年4回の計12回実施予定。
- 「型の適正化推進協議会報告書」や今後策定予定の「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書」、手形新通達の周知徹底を図り取引適正化への積極的な活用を推進する。
- 会員企業のパートナーシップ構築宣言企業を増やし、発注側サイドでの取引適正化を推進する。
- 「鋳物用貸与模型の取り扱いに関する覚書」（平成20年策定）を型の適正化推進協議会報告書・覚書の内容を盛り込んだ改訂版を作成・公表予定。完成次第積極的な活用を推進する。

【目標】

- ・ 来年度の自主行動計画フォローアップ調査において、本年度3割程度改善であった「労務費上昇分の転嫁」ならびに「型の保管料負担」を5割超へ、また手形サイト120日以内（超含む）7割超を全て60日以内へ改善する。